

## 令和5(2023)年度狩猟免許更新適性検査及び講習について



### 《重要なお知らせ：必ずご一読ください》

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止ため、令和5(2023)年度の狩猟免許更新に係る手続きは以下のとおり行います。

- ① 適正検査(身体検査等)のみを実施することとし、例年実施している約3時間の更新講習は行いません。当日は、受付いただいた方から順番に適正検査を行います。終了した方から順次、御帰宅いただいて差し支えありません。  
※講習に代わり、適正検査当日にテキスト等を配布しますので、後日、自宅で学習していただくようお願いいたします。
- ② 受験当日は、咳エチケットに御協力願います。
- ③ 感染者との濃厚接触をした可能性が高いことが明らかな方、発熱などの風邪症状が見られる方は受験をご遠慮願います。この場合、別日での受験等をご案内いたしますので、管轄事務所までお電話ください。
- ④ 今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程延期又は中止など、内容が変更となる場合があります。ので、予めご了承ください。この場合、県ホームページなどで速やかにお知らせします。

### 1 日時及び場所

期 日	実施時間	会 場	所 在 地	定員(名)
6月8日(木)	10:00～ 11:00	県河内庁舎	宇都宮市竹林町 1030-2	25
	11:00～ 12:00			25
	13:00～ 14:00			25
	14:00～ 15:00			25
6月11日(日)	10:30～ 11:30	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎 160	50
	13:00～ 14:00			50
6月22日(木)	9:30～ 10:30	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町 20-22	50
6月23日(金)	10:00～ 11:00	県那須庁舎	大田原市本町 2-2828-4	60

	14:00～ 15:00			60
6月23日(金)	9:30～ 10:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町 607	30
	10:30～ 12:00			30
7月9日(日)	9:30～ 10:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町 607	30
	10:30～ 12:00			30
7月12日(水)	10:30～ 11:30	北押原コミュニ ティセンター	鹿沼市樺山町 162-2	50
	13:00～ 14:00			50
7月12日(水)	10:00～ 11:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町 116-1	25
	11:00～ 12:00			25
	13:00～ 14:00			25
7月13日(木)	9:30～ 10:30	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町 20-22	50
7月19日(水)	10:00～ 11:00	県南那須庁舎	那須烏山市中央 1-6-92	25
	11:00～ 12:00			25
8月20日(日)	10:00～ 11:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町 116-1	25
	11:00～ 12:00			25
	13:00～ 14:00			25
8月20日(日)	10:00～ 11:00	県那須庁舎	大田原市本町 2-2828-4	60
	14:00～ 15:00			60

8月22日(火)	9:30～ 10:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町 607	30
	10:30～ 12:00			30

## 2 適性検査及び講習の内容

試験科目	内 容
適性検査	視力・聴力・運動能力
講 習	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講習は行いません。 適性検査当日にテキストを配布しますので、自宅での学習をお願いします。

## 3 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和5(2023)年9月14日をもって満了する者。

種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が令和5(2023)年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができます。

## 4 申込手続

### (1) 提出書類

①狩猟免許 更新申請書	更新手数料として申請書の所定欄に次の金額の栃木県収入証紙を貼付してください。 <b>更新する狩猟免許ごと 2,900円</b>
②写真 (1枚)	申請日前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもの 裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
③住民票抄本	<u>マイナンバー(個人番号)</u> の記載がないものを提出してください。 ※複写、コピーしたものは不可
④銃の所持許可証 の写し	※現に銃の所持許可を受けている者のみ

<p>⑤医師の診断書</p>	<p>以下のいずれにも該当しないことを証明する医師の診断書（申請日前3ヶ月以内のもの）  (ア)精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者  《環境省令で定める病気》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合失調症</li> <li>・そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）</li> <li>・てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）</li> <li>・その他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気</li> </ul> <p>(イ)麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者  (ウ)自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く）</p> <p>診断書の参考様式は栃木県 HP に掲載しています。  <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyoushizen/documents/shindansho.pdf">https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyoushizen/documents/shindansho.pdf</a></p> <p>※銃の所持許可証の写しを提出する方は提出不要です。</p>
<p>⑥狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（該当者）</p>	<p>※認定鳥獣捕獲等事業の従事者であり、狩猟について必要な適性を有することの確認がなされている者のみ</p> <p>参考様式は栃木県 HP に掲載しています。  <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyoushizen/documents/tekiseikakunin.pdf">https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyoushizen/documents/tekiseikakunin.pdf</a></p>

(2) 申請場所

原則として、申請者の住所地を管轄する下記事務所へ直接申請してください。

事務所名	所在地・電話番号	管轄区域
<p>県西環境森林事務所 環境企画課</p>	<p>〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL0288-21-1180</p>	<p>鹿沼市、日光市</p>
<p>県東環境森林事務所 環境企画課 (県芳賀庁舎)</p>	<p>〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL0285-81-9001</p>	<p>宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町</p>
<p>県北環境森林事務所 環境企画課 (県那須庁舎)</p>	<p>〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL0287-23-6363</p>	<p>大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町</p>
<p>県南環境森林事務所 環境企画課 (県安蘇庁舎)</p>	<p>〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL0283-23-1441</p>	<p>足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町</p>

矢板森林管理事務所 管理課 (県塩谷庁舎)	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22 Tel0287-43-0427	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
-----------------------------	--	-------------------

## 5 更新申請期間

更新（適性検査及び講習）実施日の 20 日前から 10 日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日）

## 6 その他

この適性検査及び講習についての問い合わせ先（上記事務所でも可能です）

栃木県環境森林部自然環境課野生鳥獣対策班 Tel028-623-3261

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

一般社団法人栃木県猟友会 Tel028-611-1526

〒320-0051 宇都宮市上戸祭町 60 番地 1 栃木防災（株）2 階